

4 . 効率的・効果的な事業の実施

昨年は破堤をはじめとした治水施設の破壊により甚大な被害が発生した。地域の防災力の低下、水防体制の脆弱化等が進行する中で、機能維持としての管理の重要性が再認識されている。しかしながら、今までは、管理内容について特段の基準を定めず個々の河川毎に経験的に必要と考えた管理を実施してきたところであり、結果として本来必要な管理内容に対して不足や無駄があった可能性がある。

このため、具体的な維持管理基準を定め、これに基づく管理を徹底して実施し、治水施設の機能維持による災害の軽減を図る必要がある。

①維持管理基準の策定

治水施設の機能維持による災害の軽減を図るため、河川の規模や重要度、河川特性に応じて、最低限必要とされる管理項目やその頻度等の基準化を図る（平成17年度）とともに、基準に基づく維持管理の徹底を図るため、河川砂防技術基準（維持管理編）の改定を図る（平成18年度）。

②河川ごとの河川管理方針、計画の策定

各河川の特性を踏まえた的確な管理を行っていくため、維持管理基準に基づき、河川毎に河川管理方針と計画を策定。（例えば河床上昇傾向の河川では河床の状況の監視を徹底（方針）、毎年横断測量を実施、出水後には堆積土砂調査を実施（計画））

③河川管理業務の一部のNPO等への委託の推進

委託可能な管理業務を明らかにし、これらについてNPO等への委託を推進。

具体的な管理基準のイメージ

